

# 平成30年度事業総括表

## 【中央公民館係】【稲築・碓井・嘉穂・山田地区公民館】

番号	アクションプラン主要 瀬策	アクションプラン 施策内容	アクションプラン 事業名	個別事業名	H 30 年 度 総 括					
					Plan	Do	Check			
					実施目標	実施時期	具体的内容	成果	課題	自己評価
1	4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進	(2)学習機会の提供及び学習成果の活用促進	④ 公立公民館・自治公民館連携強化推進事業	分館・自治公民館活動支援事業	それぞれの公民館で行われている公民館活動の支援を行い、地域活性化と地域文化の向上を目指す。	4月～3月	地区公民館による分館が企画・立案・運営する事業への支援 地域・学校・行政の連携強化 各種補助金の交付 ・分館運営費補助 ・自治公民館活動事業費補助金 ・公民館類似施設等補助金 各種補助金についての地元協議	分館運営費補助金や自治公民館活動費補助金を交付することや地域活動指導員の支援により、地域コミュニティの拠点である公民館の活性化を図ることができた。	公民館基本計画に基づき分館方式への移行を進めていく必要があるため、新たに分館を設置する区域においては、地区公民館が主導的立場で分館事業の実施計画を立案する必要がある。 分館運営費補助金や自治公民館活動費補助金については、今後算定基準の見直し等を行う必要があるが、稲築・碓井地区においては、自治公民館方式であるため、まず分館対象区域を設定する必要があり、対象区域が設定できるまでは、算定基準の見直しは難しい。	B
2	4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進	(2)学習機会の提供及び学習成果の活用促進	⑤ 公民館事業	分館・自治公民館施設見直し事業	公民館基本計画に基づき、分館施設の新設や建替、移設等を行う。 自治公民館施設の見直しを行う。	4月～3月	分館施設の設置や見直しを行い、施設の新設や建替、移設等の検討、地元協議を行う。 自治公民館施設の見直しを行い、地元協議を行う。	山田・嘉穂地区の分館施設の移設については、随時地元協議を行い、ある一定の理解を得ることができた。	分館を新設する稲築・碓井地区については、分館の対象区域の設定と自治公民館施設の見直しを同時に進めていく必要があるため、今後も地元住民への十分な説明、協議が必要である。また、山田・嘉穂地区については、分館施設の設置や移設等について、今後も地元住民への十分な説明、協議が必要である。 公民館基本計画に基づく分館方式への統一や自治公民館施設の見直しについては、分館長会議及び自治公民館長会議にて随時説明を行っているが、自治公民館長が毎年交代している地域もあり、更なる説明が求められている。 分館の新設や建替、移設等については、多額の費用を要することから、財政面の問題もあり、起債等の財源の確保や施設整備の時期をずらし、予算を平準化する必要がある。	C
3	4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進	(2)学習機会の提供及び学習成果の活用促進	⑤ 公民館事業	公民館施設管理運営事業	生涯学習の拠点である公民館施設の適切な維持管理を行う。	4月～3月	公立公民館施設 ・施設の維持管理 ・施設の改修・補修 ・施設備品の管理・補修	適切な施設の維持管理に努め、地域住民が安心して活動できる場の提供を行うことで、公民館の利用促進、活動の活性化を図ることができた。	老朽化した施設が多くあるため、経年劣化による部品の交換や施設修繕等、費用が増加している。	B
4	4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進	(2)学習機会の提供及び学習成果の活用促進	⑤ 公民館事業	成人式	大人になったことを自覚し、自らの努力で、人生を切り拓こうとする新成人を祝い励まし、若者の社会や地域のリーダーとしての育成を行う。	4月～3月	実行委員会形式による企画・運営 第1部 式典 第2部 アトラクション	新成人で構成する実行委員会で第2部のアトラクションを企画・運営することにより、新成人としての主体性を養うことができた。	成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2022年4月1日に施行されることに伴い、成人式の実施方法を検討していく必要がある。 なお、2022年度については、成人式を迎える対象年齢が3か年(18歳から20歳)に亘るため、成人式の実施方法及びその対応について、検討する必要がある。	B

番号	アクションプラン主要 瀬策	アクション プラン施策 内容	アクション プラン事業 名	個別事業名	H 30 年 度 総 括					
					Plan	Do		Check		
					実施目標	実施時期	具体的内容	成 果	課 題	自己評価
5	4 生涯学習 の実現を 目指す社会 教育の推進	(2)学習機会 の提供及び 学習成果の 活用促進	⑤ 公民館 事業	中央公民館事 業	社会教育法第20条の目的に沿った講座を 実施し、公民館活動の活性化を図る。	4月～3月	<p>公民館基本計画に基づき、住民の生涯学習や生活における文化の向上・健康増進などに資するための講座や講習会等を開催する。 公民館全体の取りまとめや指導助言といった機能と全市的な事業の開催をする。</p> <p>■市民に学習の場を提供し、社会参加を支援する事業の実施 「嘉麻サルビア大学」 「日本語教室」</p> <p>■地域住民が集い、懇親、交流、情報交換し、地域住民や関係団体が活性化することを目的とする事業の実施 「公民館まつり」</p> <p>■地域団体の活性化と生きがいつくり、仲間づくりを目的とした事業の実施 「DIY講座」 「陶芸教室」</p>	<p>実行委員会や地域住民との協働により事業を実施することで、地域住民のニーズを踏まえた事業を実施することができた。</p> <p>「公民館だより」を発行することで、公民館の情報を広く発信し、公民館活動の認知を図り、公民館活動の活性化を図ることができた。</p>	<p>中央公民館で実施している全市的な事業を、各地区公民館を中心に実施していくための柔軟な組織作りが必要である。</p> <p>新たな人材の確保のためにも、地域住民と協働で実施する事業や、地域の核となる人材育成を行う事業について、積極的に取り組む必要がある。</p>	B
6	4 生涯学習 の実現を 目指す社会 教育の推進	(2)学習機会 の提供及び 学習成果の 活用促進	⑤ 公民館 事業	地区公民館事 業	社会教育法第20条の目的に沿った講座を 実施し、公民館活動の活性化を図る。	4月～3月	<p>公民館基本計画に基づき、住民の生涯学習や生活における文化の向上・健康増進などに資するための講座や講習会等を開催する。 公民館情報を広く発信するとともに、参加しやすい環境を提供する。 住民への学習機会のきっかけの提供と各種事業を通じて、地域の核として活動する存在となる人材育成に寄与する。</p> <p>■地域住民が集い、懇親、交流、情報交換し、地域住民や関係団体が活性化することを目的とする事業の実施 「青空フェスタ」 「防災研修会」</p> <p>■伝統文化の継承と世代間交流を通して地域コミュニティの活性化を推進する事業の実施 「盆踊り講習会」 「集まれ！かほっ子」</p> <p>■地域団体の活性化と生きがいつくり、仲間づくりを目的とした事業の実施 「各種講座」</p> <p>■地域住民とともに企画・運営し、地域コミュニティの活性化及び世代間交流を目的とした事業の実施 「ときめき学習」 「ふるさと探検隊」</p>	<p>実行委員会や地域住民との協働により事業を実施することで、地域住民のニーズを踏まえた事業を実施することができた。</p> <p>住民への学習機会を提供している各種講座からサークル活動に移行することで、生涯学習の促進に寄与し、公民館の利用促進に繋げることができた。 「将棋教室」 「フランス刺繍体験講座」 「ヨーガ教室」</p> <p>「公民館だより」を発行することで、公民館の情報を広く発信し、公民館活動の認知を図り、公民館活動の活性化を図ることができた。 年4回発行(6月・9月・12月・3月)</p> <p>「まなびのひろば」を最新版に修正し、サークル活動を紹介することにより、公民館の利用促進に繋げることができた。</p>	<p>公民館基本計画の公民館の設置目的及び実施する事業の内容に沿った事業を実施していく必要がある。</p> <p>新たな人材の確保のためにも、地域住民と協働で実施する事業や、地域の核となる人材育成を行う事業について、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>中央公民館組織機構の見直しにより、全市的な事業を地区公民館で実施するに際して、住民が参加しやすい環境を整える必要がある。</p>	B